

## 政治資金規正法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 少額領収書等の写しに係る写しの交付及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る規定の整備

一 交付の方法から、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものを交付する方法を削除すること。(第十二条関係)

二 交付の方法に、電子情報処理組織を使用して行う方法を追加すること。(第十二条及び第十八条関係)

三 一及び二に伴い、請求及び実施に係る手数料の規定の整備を行うこと。(第十三条第一項、同条第二項及び第十九条第一項関係)

### 第二 施行期日等

一 この政令は、令和六年四月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた政治資金規正法第十九条の十六第一項及び第二十条の二第二項の規定による請求について適用し、施行日前にされたこれらの規定による請求については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。